

船橋市民間認可保育所等設置及び運営事業者選定委員会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、民間認可保育所等の設置及び運営に関する提案を審査し、設置運営主体となり得る事業者を選定することを目的として設置する船橋市民間認可保育所等設置及び運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）について定める。

(定義)

第2条 この要綱で、民間認可保育所等とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所
- (2) 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業

(審査事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる民間認可保育所等の設置及び運営を行う事業者の選定に関する事項を審査する。

- (1) 施設整備に係る補助金の交付を受けて設置される民間認可保育所等
- (2) 市有財産の売却、譲渡又は貸付を伴い設置される民間認可保育所等
- (3) その他市長が設置及び運営を行う事業者の選定に関し、委員会による審査を経る必要があると認める民間認可保育所等

2 前項の審査について必要な事項は別に定める。

(組織)

第4条 委員会は、学識経験者3名により組織し市長が委嘱又は任命する。

- 2 前項に基づき委嘱又は任命された者の任期は、原則として当該年度の3月31日までとする。ただし、審査又は選定が当該年度の3月31日を超える場合は、必要に応じて任期を延期することができる。
- 3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は会務を掌理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(選定審査)

第6条 委員会の選定審査会議（以下「会議」という。）は、市長の依頼に基づき会長が召集し議長となり議事を整理する。

- 2 会議は委員の過半数以上の出席がなければ、開くことができない。

(選定結果の報告)

第7条 会長は委員会の審査結果について市長に報告するものとする。

(報償)

第8条 委員には、報償及び職務を行うための費用を弁償する。

(秘密の維持)

第9条 委員及び関係者は選定審査で知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(災害補償)

第10条 委員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）に準じて補償する。

(委員会の事務)

第11条 委員会の事務は、保育所設置認可事務所管課において所掌する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は平成14年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は平成17年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は平成20年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は平成23年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年5月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成26年7月17日から施行する。

(経過措置)

2 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提

供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日までの間における第2条及び第3条の規定の適用については、第2条第2号中「法第6条の3第10項」とあるのは、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）第6条の規定による改正後の法第6条の3第10項」とする。

附 則

この要綱は、平成29年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。